

答 申 情 第 4 0 号

平成26年11月27日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第17条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成26年5月16日付け保福監第27号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

保育所の監査に関する文書の不存在による非公開決定についての異議申立てに対する決定（諮問情第68号）

## 1 審査会の結論

実施機関が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。

## 2 異議申立ての経過

(1) 異議申立人は、平成26年2月6日に、実施機関に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「平成25年度の福祉部監査指導課による三条保育所に対する一年間に行う定期的な監査指導に関する報告内容が分かるもの。なお、「京都市条例第36号」が公布されるに当たって作成された監査指導関連の添付資料「保育児童の状況」等に該当する施設最低基準に該当する項目である1人当たりの面積と保育士の配布に関する内容が分かるもののみを求めます。」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 実施機関は、本件請求に係る公文書について、平成25年度の京都市三条保育所に対する実地指導監査が請求日時時点で未実施であり、請求に係る公文書を作成又は取得していなかったことから、不存在による公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）をし、平成26年2月25日付けで、その旨及びその理由を次のとおり異議申立人に通知した。

なお、この通知時に、異議申立人への不存在による公文書非公開決定理由の説明とともに、併せて平成26年4月ごろに再度公開請求をすれば公開可能となる旨を説明した。

(3) 異議申立人は、平成26年4月18日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てをした。

## 3 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 4 実施機関の主張

不存在による非公開決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

- ア 本件請求内容は、平成25年度に保健福祉局保健福祉部監査指導課（以下「監査指導課」という。）が京都市三条保育所に対し行った指導監査に際して作成された公文書のうち、入所児童1人当たりの面積及び入所児童数に対する保育士の配置数に関する部分である。
- イ 請求内容が指す具体的な公文書としては、公営保育所の指導監査前に監査指導課が保健福祉局子育て支援部保育課（以下「保育課」という。）から入手する、公営保育所に関する事前提出資料のうち施設平面図と入所児童数及び保育士の配置状況がこれに当たる。
- ウ また指導監査時において、仮に京都市三条保育所の入所児童1人当たりの面積や入所児童数に対する保育士の配置数に関して、指摘を要する事項があると監査指導課が判断した場合には、京都市三条保育所に対し指導監査結果を通知する文書である「平成25年度公営保育所指導監査の実施結果について」もこれに該当することになると考えられる。

(2) 条例第10条第2項に該当することについて

- ア 監査指導課では、社会福祉法第70条、児童福祉法第46条、児童福祉法施行令第38条、平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知「児童福祉行政指導監査の実施について」及びその他関係法令等に基づき、京都市内の民間保育園及び京都市の公営保育所に対し年1回の一般指導監査を実施し、当該施設が関係法令、通知等を遵守し、通所児童に対する適切な処遇並びに適正な施設運営を行っているか否かを明らかにするとともに、助言、指導を通じて処遇の向上及び運営の適正化を図っている。
- イ 民間保育園に対する一般指導監査は、年1回以上、例年6月中旬から2月にかけて行い、公営保育所に対する一般指導監査は、民間保育園に対する監査終了後、2月下旬から3月にかけて実施している。
- ウ 一般指導監査は、現地施設における実地検分及び書類検査により行い、法令、基準等に対する違反や不適合、安全衛生や利用者の処遇上改善すべき事案、適正を欠く財務活動や会計事務等問題点を認めた場合は、文書や口頭による指摘、現場での指導や助言を行い、その改善を促している。
- エ 指導監査に先立ち、対象の民間保育園（公営については保育課）から、入所児童数、職員体制、施設平面図、財務、給食、保育内容等について、事前提出資料として基礎的なデータ等の提出を受け、監査準備や指導監査時に補助的資料として用いている。
- オ 事前提出資料は、民間保育園については概ね指導監査が始まる6月中旬までに、

公営保育所については、公立に対する監査が始まる2月下旬までに提出を受けている。

カ 平成25年度の京都市三条保育所に対する一般指導監査は、平成26年3月5日に実施され、これに用いる事前提出資料のうち今回請求対象に当たる部分は、平成26年2月10日に入手した。

キ 請求内容の内、事前提出資料については、平成26年2月1日現在を基準日とし、その時点での状況を示すものとして作成しているため、日付的には本件請求を受け請求日である平成26年2月6日中に保育課が作成し監査指導課が入手した上で公開することも不可能ではないが、請求を受けてから請求内容にある文書を作成することは、制度の趣旨に反すると考える。

ク 平成25年度の京都市三条保育所に対する一般指導監査の結果作成される可能性がある文書については、監査実施日である平成26年3月5日より以前には、監査結果に関わりなく当然に存在しない。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

## 5 異議申立人の主張

異議申立書及び口頭意見陳述によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 監査指導課を訪問し、保育所を監査するように言ったが、2箇月以上待たされたのに何ら返答がなかった。私の請求に対して、監査指導課は三条保育所に対する監査書類はまだできておらず、4月に再び情報公開請求すれば公開するとの返答だった。監査結果が出来た時点で送付してくれればよいのに、なぜ再び請求する必要があるのか。また、監査指導課は保育課のほふく室の面積基準についての言い分を維持しているだけである。

(2) 御池保育所に対しても同時に請求しているが、添付している2枚の資料にすぎないため、2週間も待って、三条保育所に対して該当「公文書を保有していない」という理由で「非公開」処分をする行政行為には瑕疵があると思われる。

## 6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求の対象となる公文書について

本件請求の対象となる公文書は、平成25年度に監査指導課が京都市三条保育所に対し行った指導監査に当たり、指導監査前に監査指導課が保育課から入手する公営保育所に関する事前提出資料、そして、指導監査時において、仮に入所児童1人当たりの面積や入所児童数に対する保育士の配置数に関して、指摘を要する事項があると監査指導課が判断した場合に、京都市三条保育所に対し指導監査結果を通知する文書である「平成25年度公営保育所指導監査の実施結果について」である。

(2) 本件処分について

実施機関の説明によると、平成25年度の京都市三条保育所に対する一般指導監査は平成26年3月5日に実施され、これに用いる事前提出資料のうち今回請求対象に当たる部分は、平成26年2月10日に入手したとのことである。

当審査会としては、本件請求が平成26年2月6日に行われていることから、請求時点で、実施機関が本件請求に係る公文書を作成又は取得していないという点について、特に不合理なところはないと判断する。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過（諮問情第68号）

平成26年 5月16日 諮問  
6月13日 実施機関からの理由説明書の提出  
7月16日 異議申立人からの意見書の提出  
8月26日 実施機関の職員の理由説明（平成26年度第4回会議）  
9月24日 異議申立人の意見陳述（平成26年度第5回会議）  
10月23日 審議（平成26年度第6回会議）  
11月27日 審議（平成26年度第7回会議）

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 市川 喜崇）